

## 都市計画高師台地区地区計画を次のように決定する。

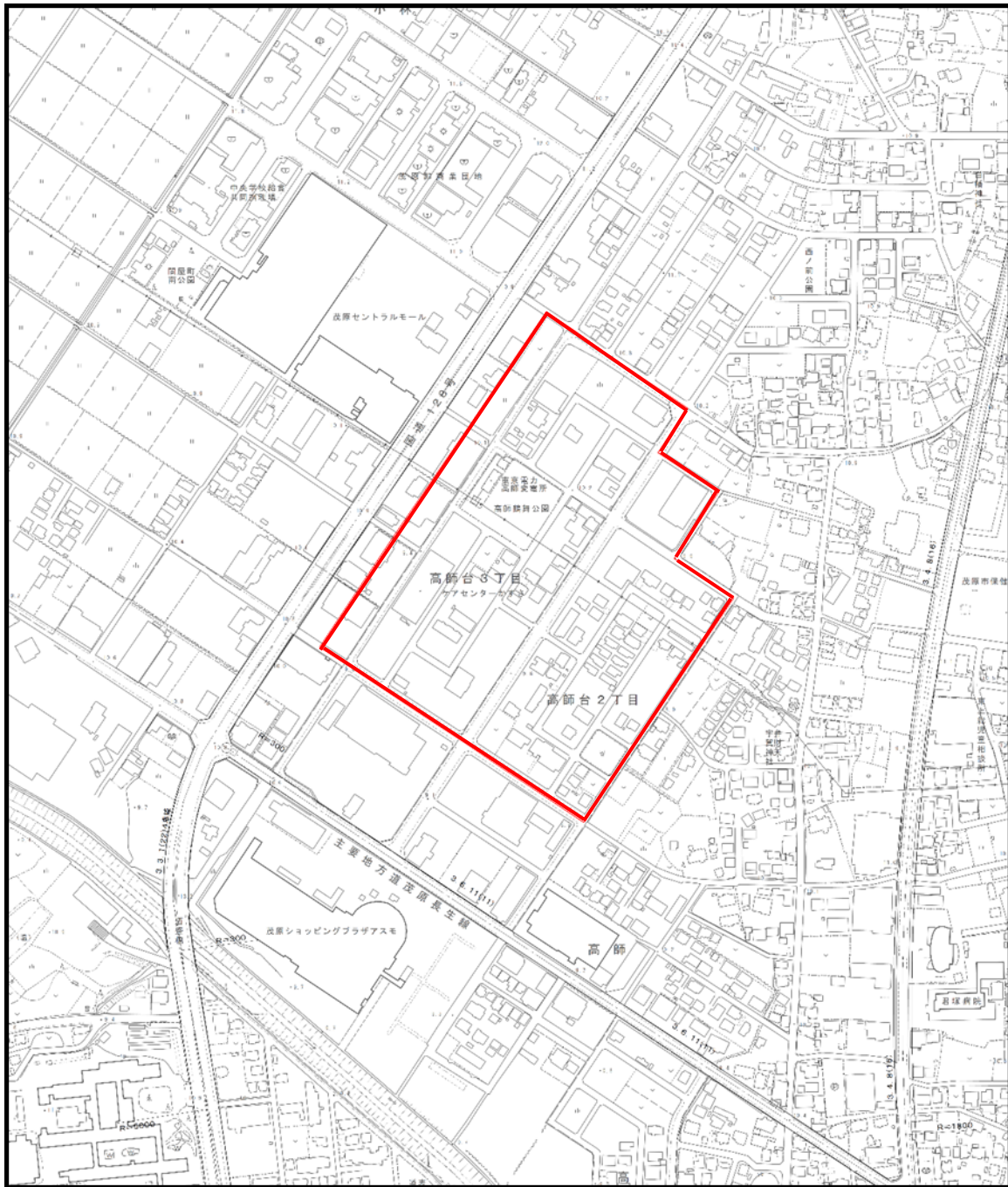
|                    |               |  |
|--------------------|---------------|--|
| 名 称                |               | 高師台地区地区計画  |
| 位 置                |               | 茂原市高師台 2 丁目及び 3 丁目の各一部の区域<br>小林字野中及び字南向田の各一部の区域<br>高師字長荒の一部の区域   |
| 面 積                |               | 約 9.0ha  |
| 地区計画の目標            |               | 本区域は、JR外房線茂原駅の北西約 1.7kmに位置し、土地区画整理事業等により基盤整備が完了した区域であり、整備済みの基盤施設と幹線道路沿道の交通利便性を活かした近隣性の商業サービス施設と都市型集合住宅の計画的な立地誘導が行われており、低未利用地等の更なる利活用が期待されている区域である。<br>本計画は、現在の形態の維持・保全をしながら、利便性の高い近隣商業併存住宅地区とすることを目的とする。   |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針       | 近隣性の商業サービス施設と都市型集合住宅を中心とした地区として利便性の向上を図るとともに、周辺の住環境に配慮した活性化を図る。  |
|                    | 地区施設の整備方針     | 土地区画整理事業により整備された道路等公共施設の機能や良好な住環境が損なわれないように維持保全を図る。  |
|                    | 建築物等の整備方針     | 周辺の環境と調和した良好な近隣商業併存住宅地区を形成するため、建築物等の整備方針として以下のものを定める。<br>1. 建築物の用途の混在を防ぎ、良好な生活環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行う。<br>2. 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。   |
| 地区整備計画             | 建築物等に関する事項    | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>1. 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> 以下のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75kw 以下のものに限る。)を除く。)<br>2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)で定める運動施設<br>3. 自動車教習所<br>4. 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で 15 m <sup>2</sup> 以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。)<br>5. ガソリンスタンド |
|                    | 建築物の形態又は意匠の制限 | 建築物の外壁等の外観は、著しく派手な色彩の使用を避け、光沢や反射光の生じる材料を多く使用しない等、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。   |


「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由: 良好な市街地を形成している利便性の高い近隣商業併存住宅地区として、現在の形態の維持・保全するため、地区計画を決定するものである。

# 高師台地区地区計画、地区整備計画の区域

茂原市告示第 197 号  
令和 3 年 12 月 28 日



| 凡 例       |   |
|-----------|---|
| 地区計画区域    |  |
| 地区整備計画の区域 |   |
| 面積        | 約 9.0ha   |